

交通反則通告センターの設置等に関する訓令

昭和43年6月25日

本部訓令第10号

〔沿革〕昭和53年3月本部訓令第1号、55年3月第6号、61年8月第13号、63年1月第2号、平成5年3月第3号、6年10月第24号、7年8月第14号、17年1月第1号、3月第5号、7月第15号、12月第21号改正

(目的)

第1条 この訓令は、交通反則通告センターの設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センター)

第2条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第9章に規定する反則行為に関する処理手続の特例(以下「交通反則制度」という。)に関する事務を処理するため、交通部交通指導課に茨城交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

2 通告センターに、土浦分室を置く。

3 土浦分室の位置は、土浦警察署内とする。

4 土浦分室の所管する区域は、竜ヶ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば中央警察署、つくば北警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署及び取手警察署の管轄区域とする。

(所掌事務)

第3条 通告センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 告知報告の受理及び審査に関すること。
- (2) 反則金の納付の通告に関すること。
- (3) 告知内容の是正の通知に関すること。
- (4) 公示通告に関すること。
- (5) 納付書の交付、送付又は再交付に関すること。
- (6) 反則金相当額又は反則金の返還の通知に関すること。
- (7) 反則金不納付事件、非反則事件、通告不能事件等の検査に関すること。
- (8) 交通反則該当事件として検査から逆送された事件の処理に関すること。
- (9) その他交通反則通告制度に関すること。

(通告官及び通告補佐官)

第4条 通告センターに、通告官及び通告補佐官を置く。

- 2 通告官は、通告センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 通告官は、交通部交通指導課長をもって充てる。
- 4 通告補佐官は、通告センターの運営について通告官を補佐する。
- 5 通告補佐官は、交通部交通指導課長代理をもって充てる。

(通告官の専決)

第5条 交通反則通告制度に関する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外のものは、通告官の専決によるものとする。

- (1) 法第127条第2項の規定に基づく通知及び通告の決定
- (2) 反則金相当額又は反則金の返還の決定
- (3) 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理
- (4) 警察本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理
- (5) その他警察本部長がとくに必要と認めた事項

(公示通告の場所)

第6条 法第129条第2項の規定による公示通告は、通告センターの掲示板に掲示して行なうものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、通告センターの事務の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和55年3月31日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和61年8月18日本部訓令第13号）

- 1 この訓令は、昭和61年8月25日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和63年1月28日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、昭和63年1月31日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（平成5年3月11日本部訓令第3号抄）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日本部訓令第24号）
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年8月23日本部訓令第14号）
この訓令は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成17年1月13日本部訓令第1号）
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1)・(2) [略]
(3) [前略]第25条[中略]の規定 平成17年3月22日
(4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則（平成17年3月1日本部訓令第5号）
この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則（平成17年7月28日本部訓令第15号）
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1)～(3) [略]
(4) [前略]第26条[中略]の規定 平成17年10月1日
(5) [略]

附 則（平成17年12月8日本部訓令第21号）
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1) [前略]第17条[中略]の規定 平成18年1月1日
(2)～(5) [略]